

令和4年度第2回春日井市廃棄物減量等推進審議会 議事録

1 開催日時 令和5年2月17日(金) 午後2時から午後3時30分まで

2 開催場所 文化フォーラム春日井2階 会議室A

3 出席者

【会長】 学識経験者 武田 誠 (中部大学教授)

【副会長】 市 民 村瀬 よしゑ (春日井市婦人会協議会)

【委員】 学識経験者 波岡 知昭 (中部大学教授)

行本 正雄 (中部大学教授)

市 民 石原 美恵子 (かすがい女性連盟)

中藤 幸子 (市政功労者)

二宮 久夫 (かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議)

堀内 和弘 (特定非営利活動法人中部リサイクル  
運動市民の会 会員)

南 正勝 (春日井国際交流会・K I F)

事業者 片粕 美砂 (イオンリテール株式会社)

宮川 賢生 (三和清掃株式会社)

欠 席 山田 眞平 (春日井商工会議所)

【事務局】 環境部長 大橋 弘明

ごみ減量推進課長 児島 由典

清掃事業所長 館 克昭

クリーンセンター所長 坂野 年伸

ごみ減量推進課

課長補佐 川原 文宏

管理担当主査 高木 俊成

ごみ減量担当主査 欄 穂高

ごみ減量担当主任 高橋 裕貴

4 内容

(1) 議題

ア プラスチック資源の分別収集及び再商品化について

イ 戸別収集に関する実証実験について

ウ その他

- 5 傍聴者 無し  
6 会議資料 別添のとおり  
7 議事内容

(1) 開会

【武田会長】 会議を始めるに当たり、事務局から情報公開について説明をお願いします。  
ます。

【事務局川原】 この会議は、情報公開条例の対象であり、会議は原則、公開です。  
議事録については、事務局で要点筆記により作成し、各委員に確認の  
うえ、最終的に会長、副会長に確認いただきます。

【武田会長】 ただ今、事務局から情報公開の説明がありましたが、よろしいでしょ  
うか。

(「異議なし」の声あり)

【武田会長】 それでは、当審議会の会議は原則公開とし、議事録は、要点筆記で取  
りまとめたものを最終的に私と副会長の村瀬委員で確認します。

なお、本日の傍聴者は、いません。

それでは、次第に従いまして議事を進めます。

本日の出席委員は11名であることから、春日井市廃棄物の減量及び  
適正処理に関する条例施行規則第5条第2項に規定される「委員の半数  
以上出席」の要件を満たし、本日の会議は有効であることを申し添えま  
す。

(2) 議題1 プラスチック資源の分別収集及び再商品化について

【武田会長】 それでは、議題1「プラスチック資源の分別収集及び再商品化につい  
て」の説明を事務局からお願いします。

【事務局欄】 資料1に基づき「プラスチック資源の分別収集及び再商品化につい  
て」を説明。

【武田会長】 事務局から「プラスチック資源の分別収集及び再商品化について」の  
説明がありましたが、質問はありますか。

**【中藤委員】** 私の住んでいる地域では50戸につきごみステーションが1か所程度あります。プラスチック製容器包装の収集日に、おもちゃなどプラスチック製品が入っていることがあり、自治会が回覧で分別を啓発しています。令和7年度からプラスチック製容器包装とプラスチック製品の一括収集が始まるということで、自治会の負担は軽減すると思います。

1億5千万円の費用が必要ということですが、結果的に市民にとってどのようなメリットがありますか。

**【事務局欄】** 市民のメリットは、短期的な視点では、プラスチック製容器包装とプラスチック製品の分別方法が異なっていたことで、分別に不明瞭な部分がありましたが分別がわかりやすくなること、長期的な視点では、資源循環を促進することで環境への負荷が軽減されることが挙げられます。

**【中藤委員】** 市民の理解を得るには、ポイントを決めてわかりやすい言葉での説明が必要です。テレビ番組やYou Tubeなどの媒体を参考にしてください。

特別交付税措置の対象となるとありますが、1億5千万円の費用のうち何割が対象になりますか。

**【事務局欄】** 国は、市町村が行う分別収集及び再商品化の経費に対し、特別交付税措置の対象としたうえで算定の基礎数値を公表していますが、複雑な合算や按分を経て交付されるため、具体的な数字は出せません。

**【中藤委員】** 今年度から実施している自治体もありますので、情報収集を行い、令和7年度の段階では金額が明確になるよう研究してください。

現在政府の公表していることが、令和7年度には変更する可能性があります。市は、経費を削減しながら、あらゆる財源を生み出す努力をしたうえで、ごみ処理予算を計上すべきと考えます。

**【石原委員】** プラスチック製容器包装とプラスチック製品を現在分別しているところですが、それらを今後まとめて排出することは便利と説明がありました。プラスチック製容器包装はリサイクルされるが、プラスチック製品はどうなるかわからないにもかかわらず、1億5千万円の経費が必要ということでは、収集後の処理がわかりにくいと思います。容器包装は、製造者に責任と処理費用負担がありますが、プラスチック製品は様々なものがあり、安全にリサイクルされるか不安があります。市がどのよう

に管理していくのでしょうか。

また、今後のスケジュール案として、令和5年度に方針を決定するとありますが、まずは市民がごみを減量したり、事業者や産業界と連携したりすることが必要と考えます。令和5年度に方針を決定するのは尚早と思いますが、市はどのように考えていますか。

**【事務局欄】** 現在、当市ではプラスチック製品は収集後にクリーンセンターで焼却され、サーマルリサイクルされています。

しかし、循環型社会形成推進基本法におけるリサイクル方法の優先順位は、サーマルリサイクルよりも材料リサイクルの方が高く、再商品化事業者においてもプラスチック製容器包装だけでなくプラスチック製品のリサイクルに対応することが求められています。こうしたことから、当市においても、より環境負荷の少ないリサイクル方法によるプラスチック資源循環を推進します。

また、中藤委員のご意見にもありましたが、令和5年度から実施する先行自治体の情報も今後入ってきますので、コスト面も含め調査研究し、制度を決定していきます。

**【石原委員】** プラスチック製容器包装とプラスチック製品の資源としての使い道は異なりますが、従来通りプラスチック製容器包装、プラスチック製品を分別して排出する方法と分別せずに一括回収した後に事業者が選別する方法ではどちらが手間のかかるのでしょうか。

これまでは啓発を行い容器包装プラスチックの分別をしてきましたが、1億5千万円の経費をかけて、わざわざ元に戻すことに不安を感じています。

**【武田会長】** プラスチック製容器包装とプラスチック製品を混在して収集した場合、その後の選別作業は行わないと思いますが、リサイクル事業者が処理する際に問題はありませんか。

**【事務局欄】** 収集から処理までの流れは、混在した状態で一括収集し、中間処理のべール化の工程でも混在しており、その状態で再商品化事業者に引き渡し、リサイクルされます。現在、日本容器包装リサイクル協会ルートでプラスチック製容器包装のリサイクルを行っていますが、今後はプラス

チック製品もリサイクル対応可能な事業者が登録する予定ですので、適正に処理できる事業者が増加する見込みです。

**【武田会長】** プラスチック製容器包装とプラスチック製品を分別する必要性は今後無くなるのですか。

**【事務局欄】** 市民が排出する際にプラスチック製容器包装とプラスチック製品を分別する必要はなくなります。また、一括収集して、中間処理工程で選別することはコストがかかるため、混在した状態で再商品化事業者に引き渡し、リサイクルすることを想定しています。

**【石原委員】** スケジュールに余裕を持つことはできませんか。

**【事務局欄】** スケジュール案では、開始時期を令和7年度以降しており、具体的な開始時期は未定としています。

ただし、現在行っているクリーンセンター再整備の費用に国の循環型社会形成交付金を充てるには、要件としてプラスチック資源収集を令和11年度末までに開始している必要があるため、令和7年度から令和11年度までの間に開始することを検討しています。

**【堀内委員】** 再商品化事業者に引き渡されたプラスチックは、半分程度サーマルリサイクルされているとの情報もありますが、全てリサイクルされているのでしょうか。

**【事務局欄】** 再商品化事業者において、残さ等の一部は焼却されていますが、詳細な割合までは手元に資料がございません。

**【行本委員】** 日本容器包装リサイクル協会のホームページに公表されていますが、材料リサイクルでは約50パーセントの残さが出ています。材料リサイクルについては、2018年度から埋立てを、2020年度から単純焼却を禁止しています。残さについては、固形燃料のRPF化やセメント製造の工業用燃料、焼却熱回収を行うなど有効利用しており単純焼却はしていません。

また、ケミカルリサイクルにおいても残さが発生しますが、材料リサイクルの取扱いに追いついておらず、ようやく2020年度に埋立てが禁止されました。今後は材料リサイクルと同様の取扱いになると思います。

(※出典：公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 ホームページ  
公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会が引き取った材料リサイク  
ル 36.7 万トンのうち 18.4 万トンの残さが発生し、残さのうち 47.4 パー  
セントが RPF 化、28.9 パーセントが工業用燃料化、21.4 パーセント  
が焼却エネルギー回収、2.3 パーセントがその他。

また、ケミカルリサイクルでは、31.9 万トンのうち 3.9 万トンの残さ  
が発生し、残さのうち 63.5 パーセントが工業用燃料化、14.9 パーセン  
トが RPF 化、13.6 パーセントが焼却エネルギー回収、5.1 パーセントが  
単純焼却、3.0 パーセントがその他。(令和 3 年度データ))

**【行本委員】** 市は、日本容器包装リサイクル協会ルートで処理することを前提に説  
明しましたが、新規参入の認定事業者が入る余地があるかもしれません。  
ベール化が不要となり、破碎設備を持たない中間処理業者が参入し  
た場合、全体的にコストダウンできるメリットがあり、事業者にとつて  
もビジネスチャンスと言えます。

**【南委員】** 1 億 5 千万円の経費をかけるメリットを丁寧に説明してください。経  
費をかけて処理したあとに、何らかの形で市に還元されないのでしょうか。

プラスチック製品を加熱分解し油化してリサイクルすることができる  
ため、そういった有効利用も必要です。具体的にどのように資源化し  
ますか。

事業者が便利ということでプラスチックを使用してきた結果、現在の  
様々な問題が発生しました。根本的には、国や事業者と話して、プラス  
チック製品を減らし、発生抑制することが重要だと考えます。

**【武田会長】** 市民への PR については同様のご質問がありましたので割愛し、プラ  
スチック資源化及び発生抑制の質問 2 点とします。

**【事務局欄】** 資源化の具体的な方法やリサイクル製品については、資料 1 の 3 ペー  
ジをご参照ください。材料リサイクル、ケミカルリサイクル、サーマル  
リサイクルの方法やそれぞれのリサイクル製品を記載しています。

プラスチック製品の減量について、資料 1 の 1 ページ【参考】プラ新

法の概要をご参照ください。今回は自治体の取組に関する部分に絞って説明しましたが、同法では、プラスチック製品の設計、製造、販売、提供に関わる各主体に対しても、プラスチックごみの減少や資源循環促進のための措置を講じることとされています。

**【南委員】** 市では、実際にはどのような取組を行っていますか。

**【事務局欄】** 事業者から同法の解釈など相談があれば対応しているほか、市民に対して、海洋プラスチックごみの問題や、マイバッグ・マイボトルの携行を推奨するなど、プラスチック製品の発生抑制を啓発しています。

**【南委員】** 発生抑制に関して啓発を行っているとのことでしたが、もっと強力に行わないと時間がかかると思います。根本的にごみの減量を行わないと処分場の埋立てにも影響するため、早急な対策が必要です。

**【武田会長】** ごみ減量に関しては、当審議会の大きなテーマであり、様々な議論がされてきました。根本的にごみを減らすことは大変重要ではありますが、プラ新法が施行されたことによる市の施策を中心に今回は議論したいと思います。

**【堀内委員】** プラ新法では、事業者への負担が少なく、プラスチック削減の効果に疑問があります。1億5千万円の経費を市が全額負担することは、市民の理解が得にくいため、もう少し様子を見る必要があると考えます。

**【事務局欄】** プラスチック製容器包装とプラスチック製品では製造事業者への負担が大きく異なるため、プラスチック製品においても生産者責任の必要性は感じています。愛知県等を通じて国へ要望していきます。

**【武田会長】** 国が決めた制度のため覆すことは難しいですが、様々な意見を踏まえながら調整してください。

**【石原委員】** 資料1の2ページ4排出方法に指定袋とありますが、種類を限定しない透明な袋を使用している自治体もあります。そうした袋の使用を検討事項に加えるのはどうでしょうか。

**【事務局欄】** 他の自治体において、特定の種類の資源専用ではなく、資源全般に使用できる指定袋に、それぞれの資源を分別して排出する方法を採っているところがあることは、承知しています。

当市では、プラスチック製容器包装指定袋を導入していますので、資

源全般に使用できる指定袋に変更するよりは、プラスチック資源指定袋に変更の方が市民の混乱が少ないと考え今回の提案としました。

【石原委員】 女性団体の中で、透明袋を使用したほうが便利ではないかという意見もあったので共有しました。

【武田会長】 プラスチック資源の分別収集及び再商品化について、今回初めて議題にあがりましてので、時間を割いて議論しています。

【行本委員】 市民が排出したプラスチックがどのように処理され、有効利用されるかは重要ですので、具体的な説明があると適切な処理がされていることが伝わると思います。

【事務局欄】 当市のプラスチック製容器包装は、全て材料リサイクルされており、パレット等になっています。市民に理解されるよう、処理に関しても丁寧に説明していきます。

### (3) 議題2 戸別収集に関する実証実験について

【武田会長】 それでは、議題2「戸別収集に関する実証実験について」の説明を事務局からお願いします。

【事務局高木】 資料2に基づき「戸別収集に関する実証実験について」を説明。

【武田会長】 事務局から「戸別収集に関する実証実験について」の説明がありましたが、質問はありますか。

【南委員】 参考資料アンケート結果に景観が悪くなったとありますが、自宅前にごみを出すと臭いが気になったり、歩道に出すと通行の妨げになったりするため、ごみステーションに運ぶ労力が必要ですが、ごみステーションに集積する方が景観は良くなると思います。

【堀内委員】 戸別収集を実施する根本には、住民によるごみステーションの維持管理、ごみステーション設置場所の調整が大変ということがありますが、戸別収集の費用や手間を考慮すると、春日井市では現在導入する必要はないと思います。

収集の方法を簡略化するなどこれまでに検討してきたことはありますか。

【事務局高木】 ごみステーションの設置について担当部署が地元住民と調整しています。また、ごみボックスの設置についても、しっかりと話し合っ協議し、購入

費補助事業も行っていますので、引き続き力を入れていきます。

【武田会長】 ごみステーション方式が維持できているということは、地域コミュニティが形成されていることなので、誇らしいことだと思います。

アンケート結果には細かなデータが集計されています。アンケート結果が見える形にする予定はありますか。

【事務局高木】 審議会資料としてホームページで公開します。また、実証実験に協力していただいた石尾台1丁目の住民に結果を報告します。

【南委員】 ごみステーションの維持管理の話がありましたが、地元のごみステーションでは、ごみがカラスに荒らされると基本的に近隣住民が清掃を行います。ただ、少しでも散乱していると、ごみ収集作業員がきれいに清掃、後片付けを行っているので市民としてうれしく思います。

【事務局高木】 収集を行っている清掃事業所及び委託事業者には、いただきましたお礼の言葉を伝えます。

#### (4) その他

【武田会長】 最後に、議題 3「その他」については、事務局から何かありますか。

【事務局児島】 本日の会議をもちまして、当審議会は今年度最後となります。委員の皆様には、約2年間にわたり審議をしていただきありがとうございました。

来年度の審議会については、委員の改選を経て、6月から計4回、会議を開催する予定です。内容は、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画の2つの計画改定を予定しています。なお、来年度の第1回目の審議会の日程は、6月9日金曜日の午前 10 時からを予定しています。詳細は別途文書にて案内します。

また、委員の改選につきましては、個別に連絡をしますので、引き続きご協力をお願いします。

なお、附属機関に関する市の指針の中で、委員の任期は原則、「一つの付属機関において通算して 10 年を超えないこと」という規定があります。村瀬委員につきましては、今年度末で通算 10 年となりますので、再任できません。10 年という長期間にわたり、委員を務めたことに改めて深く感謝申し上げます。

げます。最後に、挨拶をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【武田会長】 事務局から今後のスケジュールと委員の改選について連絡がありました。  
村瀬委員が今年度で最後ということで、私からも感謝を申し上げます。村瀬委員から挨拶をお願いします。

【村瀬副会長】 退任のあいさつ。

(5) 閉会

【武田会長】 以上をもちまして、本日の全ての議題を終了します。  
各委員の皆様には、大変お忙しい中、長時間にわたり審議をいただき、ありがとうございました。

上記のとおり、令和4年度第2回春日井市廃棄物減量等推進審議会の議事経過及びその結果を明らかにするためにこの議事録を作成し、会長及び副会長が署名する。

令和 5 年 3 月 27 日

会 長 武 田 誠  
副会長 村 瀬 よ し ゑ